

農協の金融検査見直しに対する緊急アピール

行政刷新会議の規制・制度改革分科会での検討を受けて、現在、政府部内で、都道府県知事の要請なしに、国が単位農協の金融検査を実施できるようにする議論が行われていると報道されている。

現在、単位農協の金融検査権限は都道府県知事が有し、必要に応じて、都道府県から国に検査要請できる枠組みが既に整備されている。

各都道府県では、限られた職員数の中で検査員の専門性向上に努め、国から技術的助言も得ながら適切に実施しているところであるが、都道府県知事の要請がなくとも国が能動的に単位農協を検査できる枠組みが構築されると、同等の権限を国と都道府県で持つという二重行政となり、極めて不合理である。

また、万が一、都道府県との事前協議・調整がないまま国の検査が実施されれば、都道府県の検査業務の円滑な遂行や単位農協の運営に支障が生じるおそれがある。

民主党政権は、国の出先機関の原則廃止をはじめ地域主権の理念を高く掲げられている。

もとより、単位農協の信用事業、共済事業の適切な運営が地方にとって重要であることは言うまでもないが、地域主権の理念からすれば、国と地方の役割分担を明確化し、地方で担える仕事は地方に任せることが必要である。

今回検討されている単位農協の金融検査見直しが、地域主権の理念に逆行し、国の出先機関の事務権限を拡大するだけのものとならないよう、検査業務の円滑な遂行と単位農協の適切な運営の観点から、地方と十分協議の上、検討を進めるよう強く求める。

平成22年5月28日

全国知事会農林商工常任委員会委員長

神奈川県知事 松沢 成文